

# 虐待防止のための指針

株式会社ネクステム

MOMB 事業所

## 1 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

株式会社ネクステムが運営する障害児通所支援サービスでは、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の目的のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して福祉の増進に努めます。施設内における虐待を防止するために、職員へ研修を実施します。

## 2 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

### (1) 虐待防止委員会の設置

虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止委員会」（以下「委員会」という。）を組成します。なお、本委員会の統括責任者（以下「虐待防止責任者」）は障がい福祉事業部責任者とし、児童発達支援管理責任者兼管理者を「虐待通報の受付担当者」（以下、虐待防止マネージャー）とし、虐待防止に関する措置を適切に実施できるように各職務を実施する。

委員会は、虐待防止責任者が招集します。（年2回以上）

委員会の議題は、次のような内容について協議するものとします。

- ・虐待の防止のための指針及び対応マニュアルの整備に関すること
- ・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ・再発の防止策を講じた際に、その結果についての評価に関すること

委員会は、職員セルフチェックシート(年1回実施)・虐待早期発見チェックリスト(虐待発見時・相談実施時)を使用し、虐待の早期発見に努めます。

### (2) 虐待防止に関する責務等

虐待防止に関する統括は虐待防止責任者が行い虐待防止マネージャーは事業所管理者とする。

虐待防止マネージャーは、本指針及び委員会で示す方針等に従い、虐待の防止を啓発、普及する為の職員に対する研修の実施を図るとともに、日常的な虐待の防止等の取り組みを推進する。

また、虐待防止マネージャーは虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。なお、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

### 3 虐待防止のための職員研修に関する基本指針

職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであり、虐待の防止を徹底します。

- ・虐待防止法の基本的考え方の理解
- ・虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ・発生した場合の改善策など

実施は、年2回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。

研修の実施内容については、紙面または電磁的記録等により保存します。

### 4 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、虐待防止マネージャーに報告します。虐待者が虐待防止マネージャー本人であった場合は、虐待防止責任者に相談します。担当者は、職員からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、虐待防止責任者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。

事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。

上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。

事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したかを検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。

施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。

必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

## 5 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

## 6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当施設の虐待防止のための指針は、事業所にて閲覧できるように掲示します。

また利用者及び家族等が確認できるように、当施設のホームページに公表します。

## 7 その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

その他の虐待等の相談については、担当者は寄せられた内容について虐待防止責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払います。

対応の流れは、上述の「④施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針」に依るものとし、フローチャートを確認し、実施します。

担当者に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

## 附則

この指針は、令和 4年 4月 1日より施行する。

令和 4年 12月 1日改正施行。

\*MOMB石橋追加

\*指針の閲覧方法にホームページでの閲覧を追加

### 委員会の構成と役割

虐待防止検討委員会の責任者	障がい福祉事業責任者
虐待防止対策の担当者	事業所児童発達支援管理責任者
各担当職員のチェックリスト、 ヒヤリハット事例の報告・分析	事業所児童発達支援管理責任者及び 各職員
第三者、専門家	協力医療機関の医師、或いは行政担当者

# 身体拘束等の適正化のための指針

株式会社ネクステム

MOMB 事業所

## 1 施設における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであることに鑑み、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないサービスの実施に努めます。

## 2 身体拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

株式会社ネクステムでは、身体拘束等の廃止に努める観点から、「身体拘束適正化検討委員会」を組織します。

なお、本委員会の運営責任者（委員長）は当社の障がい福祉部責任者とし、各事業所の管理者・児発管を「身体拘束等の適正化を適切に実施するための担当者（以下担当者）」とします。

- 2 身体拘束適正化検討委員会は障害者虐待防止委員会と一体的に行う場合があります。
- 3 会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。
- 4 身体拘束適正化検討委員会は、年に 1 回以上委員長が招集し、開催します。
- 5 身体拘束適正化検討委員会では、次のような内容について協議するものとします。
  - ① 身体拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関すること
  - ② 身体拘束等の適正化のための指針の整備に関すること
  - ③ 身体拘束等の適正化のための職員研修の内容に関すること
  - ④ 身体拘束等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
  - ⑤ 職員が身体拘束等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
  - ⑥ 身体拘束等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
  - ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

## 3 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

職員に対する身体拘束等の適正化のための研修の内容は、身体拘束等に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、身体拘束等の適正化を徹底します。

- 2 研修は、年 1 回以上行います。また、新規採用時には必ず研修を実施します。

3 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

## 4 施設内で発生した身体拘束等の報告方法等のための方策に関する

### 基本方針

身体拘束等の事案については、その全ての案件を身体拘束適正化検討委員会に報告するものとします。

この際、委員長が、定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時的に同委員会を招集するものとします。

## 5 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

### ①組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束等を行うときには、担当職員又は関係者で身体拘束等の必要性や原因・解決方法を検討し、支援決定会議において組織として慎重に検討・決定します。

身体拘束等を行う場合には、個別支援計画に身体拘束等の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を個別支援計画書の備考欄に記載します。

### ②本人・家族への十分な説明

身体拘束等を行う場合には、手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ます。

様式1：「身体拘束等に関する説明・同意書」に、個別状況による身体拘束等が必要なその理由、方法、時間帯及び時間、その際の利用者の特記すべき心身の状況並びにその他必要な事項を記載し、利用者等に説明と同意を得るとともに、身体拘束等に関する必要事項を記載した個別支援計画書とともに「身体拘束等に関する説明・同意書」を手交します。

### ③行政への相談、報告

身体拘束等を行う場合、市町村の障害者虐待防止センター等、行政機関に相談・報告します。

#### ④必要な事項の記録

身体拘束等を行った場合には、様式2「身体拘束等に関する経過観察・再検討記録」にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録します。

また、継続して身体拘束等の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束等の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期などを統一した方針の下、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討します。身体拘束等の観察と検討の結果、身体拘束等を解除した場合、直近の支援決定会議で報告します。

## 6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当施設の身体拘束適正化のための指針は、事業所にて閲覧できるように掲示します。また利用者及び家族等が確認できるように、当施設のホームページに公表します。

## 7 その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な事項

第3に定める研修会のほか、社会福祉協議会や行政等により提供される身体拘束等の適正化に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

### 附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。

令和4年12月1日改正施行。

\*MOMB石橋追加

\*指針の閲覧方法にホームページでの閲覧を追加